

第 1 3 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- 1 会議の日時 平成 16 年 5 月 18 日(火)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 3 時 30 分
- 2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間
- 3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり
- 4 議 題 別紙 2 次第のとおり
- 5 議 事 別紙 3 のとおり
- 6 会議録の確定

確 定 年 月 日

平成 16 年 6 月 24 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他				
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長	
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長	
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長	
4	委員	小松正明	掛川市助役		34		事務局	松井孝	事務局長
5		川口・	大東町助役		35	栗田博		事務局次長	
6		水野幸雄	大須賀町助役		36	高鳥康文		総務班長	
7		山本義雄	掛川市議会議長		37	赤堀賢司		調整1班長	
8		菅沼茂雄	掛川市議会副議長		38	深谷富彦		調整2班長	
9		大場鐵雄	掛川市議会議員		39	服部和敏		総務班	
10		石山信博	掛川市議会議員		40	深田康嗣		調整2班	
11		鳥井昌彦	大東町議会議長						
12		牧野勝彦	大東町議会副議長						
13		鈴木治弘	大東町議会議員						
14		水野薫	大東町議会議員						
15		半井孝	大須賀町議会議長						
16		河井清	大須賀町議会副議長						
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員						
18		上野良治	大須賀町議会議員						
19		原田新二郎	学識経験者						
20		田中鉄男	学識経験者						
21		中山富美江	学識経験者						
22		戸塚誠夫	学識経験者						
23		松本恵次	学識経験者						
24	水野淳子	学識経験者							
25	増田正子	学識経験者							
26	蒲原忠雄	学識経験者							
27	中井明男	学識経験者							
28	仲村吉広	学識経験者							
29	鈴木孝治	学識経験者	×						
30	小櫻義明	学識経験者	×						

第13回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成16年5月18日(火)

午後2時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

[報告]

報告第14号 委員の変更について

報告第15号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会決算報告について

報告第16号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会補正予算(第1号)
について

(2) 協議事項

[議案]

議案第1号 合併協定項目について

4 その他

(1) 合併協定調印式の開催について

日時：平成16年6月16日(水)午前10時

会場：掛川グランドホテル 3階 王冠の間

5 閉 会

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。

皆様には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第13回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、榛村会長よりごあいさつを申し上げます。榛村会長、よろしくお願い致します。

榛村純一会長 皆様、こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆様のご協力のおかげで、この会も13回を数え、本日は、今までの25項目にわたる協議事項の合意事項について、改めて通して確認をしていただくというのが主な会議の目的であります。

傍聴の方々、それからマスコミの方々、それぞれこの合併協議会を見守っていただいております。

このところの政局は、非常に年金問題等で混迷しておりますが、一応合併問題についてをいえば、合併特例法は衆議院を通過いたしましたので、衆議院から参議院に送られて、今月には多分可決するであろうと、こう言われております。そうしますと、協議の途中で合併特例法の一部改正が通った場合には、合併の期日を4月1日とするということが了承されておりますが、改めて今の推移から見れば多分そうなるであろうということでもあります。

そういうことになりますと、6月議会に、それぞれの議会に提案していただいて、その前に、6月16日に、1市2町の首長において、知事の立ち会いのもとに合併協定の調印式を行うと、こういうことがスケジュールとして6月16日に定められております。ここまでこぎつけたことについては、本当にいろいろなお立場で、いろいろな問題を抱えてご心労を煩わせたわけですが、ご協力に改めて感謝申し上げます。

それから、掛川市議会の構成が変わりまして、今日は議員さん2人が、菅沼、大場議員さんが新しく、前の戸塚正義議員、樽松議員にかわりまして、交代がありましたことを簡単に申し上げます。

これから基本事項について合意し調印しますと、今度は職員の組織機構の問題とか、あるいは給与の問題とか、その違いの調整とか、今度各論に入ってまいりまして、これはこれでなか

なか大変な問題になります。

一つの話提供でいえば、掛川市の職員は自治労に入っておりますけど、2町は自治労には入っていない、組合がないと。組合がある職員団体と組合のない職員とは、どうやって一元化していくかというようなことも、これはこれでなかなか考えようによれば難しい問題です。

それから、掛川市の職員には給与の調整手当が3%ついていると。これは、大東、大須賀の職員にはついていないと、こういうことになりますから、じゃあついている方に合わせるのか、ついていない方に合わせるかといえば、いろいろ建前上からいうと、ついている方に合わせざるを得ないのではないかと。そうしますと、大東、大須賀の人たちは3%得するわけですね、ある意味では。それが、金額にすると、1年間に換算すると400万とか500万という額が一月に増えるわけですね。そういうことも、それじゃあ増えた分は納税者の立場からいうとおかしいじゃないかということになりますから、その分、人が減らされたと、合理化されたと、あるいはその分、非常に生産性がアップしたという証になっていかなきゃいけないと、こういうことになります。

それから、消防についても、4町の消防職員83名。掛川市消防では67名というようなことになっておりますから、これも相当の違いがある。一部事務組合と単独消防とでやってきたものが、どうやって一緒にしたらいいかということも、なかなか厄介な手続が必要で、その経過措置として、市民の安全、防災の問題ですから、1日足りとも空白は許されないというようなこともあります。

それからさらに、議員の報酬とか市三役等の報酬をどう定めるかということで、一応原案は、3号議員さんからお二人ずつぐらい、それから議員委員さんからお一人ずつぐらいで、合計9人で相談に乗っていただいて、最終的に首長が決めるというような形になっていくのかなと。今申し上げてきたようないろいろな問題を整理して、それで1市2町で同じ方針で、できるだけ速やかに一元化ができるように、そういうために努力したいと。

また、新市の建設計画も立派に小櫻委員会で12回も寄ってつくっていただき、これも正式に県の方から承認を受けました。新市の建設計画の中で一番要望の多い南北道路について、早速、重点の何カ所かについて調査費を計上して、どうやってやるのが一番効果的であって、お金もできるだけ有効に使えるかということの調査をしていこうということになっております。

そういうわけで、いろいろ着々物事が詰められてきておりますが、今日はそういうものを、今までのことを踏まえて、全体として、これでまずよろしいと、あとは調印と議会を待つと、こういう形になるわけでありまして、どうぞそういう点でご熱心なご協議をお願い申し上げます。

す。

ありがとうございました。

栗田事務局次長 ありがとうございました。

次に、会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の開催についてであります。本日、2名の委員の方より欠席の連絡をいただいております。委員29名のうち27名の出席をいただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、榛村会長に会議の進行をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

榛村純一会長 それでは、規約の定めるところに基づきまして暫時議長を務めさせていただきますので、会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、これより本日の議事に入ります。

報告事項につきましては、3件ございます。

報告第14号 委員の変更についてご説明申し上げます。

事務局、説明してください。

松井事務局長 それでは、お手元に配付いたしました資料の1ページになりますが、報告第14号委員の変更についてご説明申し上げます。

前回の協議会以降、2号委員におきまして2名の委員の変更がございましたので、報告をさせていただきます。

下段の表をご覧ください。

掛川市議会選出の戸塚正義委員と樽松友則委員にかわりまして、新たに菅沼茂雄委員と大場鐵雄委員に5月7日付でご就任いただいておりますので、ご報告申し上げます。

なお、資料の2ページには、合併協議会委員の名簿をあわせて載せてございますので、ご覧おきいただきたいと思います。

以上が報告第14号 委員の変更についてでございます。

榛村純一会長 では、自己紹介してください。

菅沼茂雄委員 ただいまご紹介をいただきました掛川市議会の菅沼茂雄と申します。

過日の5月臨時市議会におきまして、議会構成の中でこの合併協議会の委員にご推挙いただきました。

微力ではありますが、一生懸命努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

大場鐵雄委員 皆さん、こんにちは。

昨日の市議会で主要事業合併特別委員会の委員長を仰せつかりまして、今までは山本義雄委員長でしたが、議長の方へ議会で選出しまして、その後へ、私、主要事業合併特別委員長ということで、この委員に推薦を受けましたので、今後、あと1年間ではありますが、円滑に合併が調印され、しっかりした新掛川市ができるように努力させていただきます。

大変ありがとうございました。

榛村純一会長 それでは、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、報告第15号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会決算報告についてをご説明申し上げます。

松井事務局長 それでは、資料の3ページになりますが、報告第15号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会決算報告につきましてご説明申し上げます。

決算につきましては、財務規程第9条第1項の規定に基づき、会長が会計年度終了後3カ月以内に調製し、認定を求めるものでございます。

なお、今回ご報告申し上げる決算の期間につきましては、法定協議会での決算となりますので、法定協議会が設置されました昨年10月から本年3月末までに執行されたものでございます。

それでは、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出決算の事項別明細書によりご説明いたします。

まず、1の歳入でございますが、収入済額の欄をごらんいただきたいと思います。1款1目市町村負担金で2,624万9,361円。これは、説明欄に記載してございますが、掛川市が1,358万9,361円、大東町が686万8,000円、大須賀町が579万2,000円を負担したものでございます。続いて、2款1目預金利子でございますが103円。

歳入の収入済額の合計額は、合わせて2,624万9,464円でございます。

続いて、6ページをお開きください。

2の歳出でございますが、支出済額の欄をご覧いただきたいと思います。

1款1目協議会運営費で1,874万6,977円。

この内訳の主なものは、1節報酬で143万100円。これは、合併協議会7回と小委員会6回、住民説明会1回分の委員報酬と、任意協議会における決算監査をしていただいたときの監査委員報酬でございます。

続いて、11節需用費で568万2,546円。この主なものは印刷費でございますが、新都市ビジョン概要版4万部の印刷費が210万円、それから住民説明会のときに配布しました合併協議状況報告書、こちらが4万部の印刷費が283万5,000円等でございます。

13節委託料で989万9,923円。これは、新市建設計画の策定委託料が951万3,000円と会議録7回分の作成委託料が38万6,923円でございます。

14節使用料及び賃借料で166万6,778円。これは、合併協議会並びに住民説明会の会場借上料並びに音響機材の借り上げが主なものでございます。

次に、1款2目広報広聴費で173万6,236円。

そのうち主なものは、11節需用費で114万2,586円。これは、協議会だより3万6,000部、5回発行の印刷費が主なものでございます。

13節委託料で42万6,300円。これは、ホームページの管理委託料と協議会だよりの配布委託料でございます。

続きまして、2款1目事務局費でございますが132万8,006円。

主なものとしたしましては、11節需用費で78万6,408円。これは、事務局で使用するコピー等の印刷費が主なものでございます。

14節使用料及び賃借料で43万5,708円。これは、事務局職員のパソコン12台のリース料でございます。

歳出の支出済額の合計額は2,181万1,219円でございます。

4ページに戻りますが、4ページの一番上段をご覧ください。

収入済額は2,624万9,464円、支出済額は2,181万1,219円で、収入支出差引残額は443万8,245円というふうになります。残額につきましては、平成16年度へ繰り越すものでございます。

なお、会計監査につきましては、先月の4月19日、掛川市役所におきまして、3名の監査委員をお願いをして実施していただきました。監査の結果につきましては、7ページにございますように、適正に処理されていたという報告をいただいております。

以上が報告第15号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会決算報告についてでございます。

榛村純一会長 ただいまのご説明に対しまして、何かお尋ねのことがございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、報告第15号につきましては、ご了承していただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

それでは、報告第15号は了承されました。

続きまして、報告第16号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

説明してください。

松井事務局長 それでは、資料の9ページになりますけれども、報告第16号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

これは、財務規程第4条第1項の規定によりまして、予算の補正をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をするものでございます。

10ページをご覧ください。

第1条では、協議会の歳入歳出予算の総額に、それぞれ443万7,000円を追加し、予算の総額を1,843万9,000円と定めたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

12ページの方をご覧くださいと思います。

12ページでございますが、最初に歳入でございます。

2款1目繰越金でございますが、先ほど認定をいただきました平成15年度決算の繰越金の発生に伴い、443万7,000円の増額をし、歳入合計で1,843万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1目協議会運営費で240万円の増額をするものでございます。

その主なものをご説明申し上げます。

8節報償費で50万円の増額。これは、新市の市章の制定に当たり設置いたします市章候補選定委員会の委員に対する謝礼でございます。

11節需用費で70万円の増額。これは、同じく新市の市章の公募チラシ3万7,000部と市章の候補選定に当たっての住民アンケート用紙3万7,000部、それから、これから合併作業に入るわけでございますが、その合併作業に係る資料作成に必要な新市の管内図150部、この印刷費でございます。

12節役務費で70万円の増額。これは、市章の住民アンケート回収における後納郵便料50万円と住民説明会における手話通訳手数料20万円でございます。

13節委託料で30万円の増額。これは、新市の市章候補5点程度の類似調査、これを委託する

ものでございます。

次に、1款2目広報広聴費で176万5,000円を増額するものでございます。

主なものは、11節需用費で100万円の増額。これは、新市の行政サービスや公共施設の利用方法等をお知らせするため、いわゆる新市のガイドブック、こういったものをつくっていくわけですが、当初予定しておりましたページ数を増やし充実するということで、印刷費の増額でございます。

13節委託料で76万5,000円の増額。これは、協議会だよりのほか、今後、新市市章の公募チラシなどを同時に配布することになるために増額をするものでございます。

あと、3款1目予備費で27万2,000円を増額し、歳出合計で1,843万9,000円とするものでございます。

以上が報告第16号 平成16年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

榛村純一会長 ただいまの補正予算につきまして、何かお尋ね、ご質問ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、ご報告のとおりご了承いただいたことよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

それでは、報告のとおりとさせていただきます。

以上で報告事項は終わりました。

続きまして、協議事項の議案に入らせていただきます。

議案第1号 合併協定項目についてご説明申し上げます。

この合併協定項目について、ご承認をいただいたならば、後ほどご案内いたしますが、来月、合併協定調印式を行う予定であります。

それでは、説明してください。

松井事務局長 それでは、資料の13ページになりますけれども、議案第1号 合併協定項目について、ご提案申し上げます。

今回上程します議案につきましては、これまで協議をしてまいりました25項目の調整方針につきまして、最終的に一括して確認をしていただくためのものでございます。

ただいま会長が申し上げたように、本日承認がされれば、来月、この内容によりまして合併

協定書の調印を行う予定であります。

なお、提案説明に先立ちまして、先月の第12回合併協議会におきまして、合併の期日について、合併特例法の改正があった場合は平成17年4月1日とすることが確認されました。この合併期日の調整方針の変更に伴いまして、他の調整方針の表現方法につきまして、一部修正を要する箇所が生じたので、最初にそちらの方を説明させていただきます。

資料の23ページをお開きいただきたいと思います。資料の23ページでございます。変更箇所につきまして、変更前と変更後という形で対照表によりお示ししてございます。アンダーラインが引いてある部分に変更する箇所でございます。

変更後のアンダーラインの文言につきましては、合併期日が平成17年3月28日あるいは4月1日、どちらの日となっても読み取れるよう変更したもので、実質的に内容の変更を伴うものではございません。

まず、協議項目の2でございますが、合併の期日につきましては、前回ご確認いただきましたように、平成17年3月28日とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律の改正があった場合は、平成17年4月1日とするものでございます。

なお、国会の審議状況でございますが、先ほど会長のごあいさつもございましたように、先月の4月27日に衆議院を通過しておりまして、現在、参議院で審議中でございます。

続いて、8の地方税の取扱い、この(1)個人市町村民税均等割につきましては、合併期日の変更に伴うものではございませんが、このたび地方税法の改正がございまして、これまでは市町村の人口規模によりましてその税額に違いがございましたが、平成16年度から全市町村が同額の年額3,000円というふうになりましたので、1市2町で調整する必要がなくなったということから、削除するものでございます。

それから、(3)の都市計画税につきましては、変更前の合併する日が属する年度及びそれに続く3年度間とありますのは、変更後は平成19年度までの間と改めるものでございます。

次に、14 使用料、手数料等の取扱いですが、(3)アの保育所保険料について、変更前の合併年度及びそれに続く3年度間とありますのは、変更後は平成19年度までの間と改めるものでございます。

24ページになりますが、19の国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、(1)の国民健康保険税で、変更前の合併年度の翌年度とありますのは、平成17年度というふうに改めるものでございます。

次に、20 介護保険事業の取扱いについて、(2)第1号被保険者に係る介護保険料で、変

更前の合併年度の翌年度とありますのは、平成17年度というふうに改めるものでございます。

以上が合併期日の調整方針の変更に関連して修正を行う箇所でございます。それ以外のところは、これまでご確認をいただいた調整方針のとおりでございます。

それでは、資料の14ページに戻りますが、議案第1号 合併協定項目について、ご提案申し上げます。

ただいまの修正を加えた内容で朗読をさせていただき、提案にかえさせていただきます。

1 合併の方式

合併の方式は、掛川市、大東町及び大須賀町を廃し、その区域をもって新たな市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月28日とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律の改正があった場合は、平成17年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、掛川市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の掛川市役所とする。現在の大東町及び大須賀町の庁舎については、それぞれ支所とする。

5 財産の取扱い

1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会の議員の定数は30人とし、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、合併の日から50日以内に選挙を行う。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、決定する。

8 地方税の取扱いについて

地方税については、現行のとおりとする。ただし、1市2町で差異のある地方税について

は、次のとおり調整する。

- (1) 入湯税については、1人1日につき100円とする。
- (2) 都市計画税については、掛川市の例により課税する。ただし、平成19年度までの間、旧大東町及び旧大須賀町の区域については、課税しないこととする。

9 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 常勤の特別職の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額等を基に調整する。
- (2) 議会の議員の報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。
- (3) 行政委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。
- (4) 附属機関の委員その他の特別職については、その必要性について検討の上、調整する。定数、任期及び報酬の額は、現行の制度を基に調整する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 1市2町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し、統一を図る。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市における事務事業が円滑に執行できるよう整備するものとする。

12 事務組織及び機構の取扱い

新市における組織及び機構は、本庁及び支所の機能分担を考慮し、次に掲げる基本方針を基に、整備するものとする。

- (1) 地方分権や高度な行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織・機構
- (2) 市民が利用しやすく分かりやすい組織・機構
- (3) 新市移行後もサービスが低下しないよう十分に配慮された組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

13 一部事務組合の取扱い

一部事務組合の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 東遠定住圏施設組合、太田川原野谷川治水水防組合、小笠地区消防組合、東遠地区聖苑組合、東遠学園組合、中東遠看護専門学校組合、浅羽地域湛水防除施設組合及び静岡県大井川広域水道企業団については、合併の日の前日をもってそれぞれ脱退し、新市において合併の日に参加する方向で調整する。
- (2) 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧掛川市の区域を対象として加入する方向で調整する。
- (3) 小笠老人ホーム施設組合及び東遠広域施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧大東町及び旧大須賀町の区域を対象として加入する方向で調整する。
- (4) 大東町大須賀町衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務を継承する。

14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の施設の使用料については、統一に向け調整する。
- (2) 手数料については、原則として統一するものとする。
- (3) 統一が困難な使用料、手数料等については、次に掲げるものを除き、新市における住民の一体性の確保、負担の公平性の原則及び受益者負担の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討するものとする。

ア 保育所保育料については、平成19年度までの間、大東町の例により統一し、それに続く2年度間において、国の徴収基準額を参考に検討し、適正な保育所保育料を段階的に調整するものとする。

イ 幼稚園保育料については、大東町及び大須賀町の例により統一するものとする。

ウ 上水道料金等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとする。

エ 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において下水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとする。

オ 税務証明手数料及び住民窓口手数料については、大東町の例により調整するものとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確保に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮し、次のとおり調整するものとする。

なお、整理統合ができる補助金等については、統合又は廃止するよう調整するものとする。

(1) 同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。

(2) 1市2町それぞれ独自の補助金等については、従来からの実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。

17 電算システムの取扱い

電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統合するものとする。ただし、地域情報系システムについては、合併後早期に整備するものとする。

18 慣行の取扱い

(1) 市章は、新市において新たに制定するものとする。

(2) その他の慣行については、新市において検討するものとする。

19 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

(1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、新市における療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額の算出を行った上で、平成17年度から統一する。

(2) 人間ドック助成事業については、掛川市の例により統一する。

(3) 高額療養費貸付事業については、大東町及び大須賀町の例により統一する。

20 介護保険事業の取扱い

(1) 介護保険事業計画については、合併時までに策定するものとする。

(2) 第1号被保険者に係る介護保険料については、新市において介護保険事業が円滑に運営されるよう平成17年度から統一するものとする。

(3) 介護認定審査会については、現行の体制を引き続き存続するよう調整するものとする。

21 消防団の取扱い

(1) 消防団については、合併時に統合する。

(2) 分団の組織及び管轄区域については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、地域の実情を踏まえた上で調整する。

(3) 団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。

22 町名・字名の取扱い

新市の町及び字の名称については、現行のとおりとする。

23 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、掛川市、大東町及び大須賀町の区域であった区域に、それぞれ掛川地区地域審議会、大東地区地域審議会及び大須賀地区地域審議会を設置する。各地域審議会の組織及び運営については、次のとおりとする。

(1) 設置期間

合併の日から6年間とする。

(2) 所掌事務

ア 新市建設計画の変更に関する事項

イ 新市建設計画の執行状況に関する事項

ウ その他新市の長が必要と認める事項

(3) 組織

ア 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

イ 委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(ア) 公共的団体等を代表する者

(イ) 学識経験を有する者

(ウ) 公募により選任された者

(4) 任期

委員の任期は、2年とする。

24 その他各種事務事業の取扱い

その他各種事務事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

(1) 姉妹都市・国際交流事業

ア 姉妹都市については、これまでの経緯及び実情を踏まえ、合併時まで調整する。

イ 国際交流事業については、これまでの経緯及び実情を踏まえ、統合又は再編する。

(2) 男女共同参画事業

ア 男女共同参画計画については、現行の計画を踏まえ、新市において速やかに策定する。

イ 男女共同参画条例については、新市において制定する。

(3) 広報広聴事業

ア 広報紙については、月2回の発行を原則とし、掛川市の例により調整する。

イ 広聴事業については、市政モニター制度等、市民の意見を広く聞けるシステムを新市において速やかに構築する。

(4) 情報公開・個人情報保護制度

情報公開条例及び個人情報保護条例については、掛川市の例により合併時に制定する。

(5) 地域振興事業

ア 自治会連合組織については、新市の一体性を確保するため、合併時に統合するよう調整する。

イ 自治会への交付金については、現行の予算総額の範囲内を基本とし、合併時に統一するよう調整する。

ウ 自治会事業への補助制度については、合併時に統一するよう調整する。

(6) 交通関係事業

ア 交通安全対策協議会及び交通指導隊については、合併時に統合する。

イ 自主運行バス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(7) 窓口業務

ア 窓口業務時間延長については、本庁及び支所において実施する。

なお、実施曜日、延長時間、取扱業務内容等については、合併時まで調整する。

イ 既存の出張所については、現行のとおりとする。

ウ 霊柩車の取扱いについては、掛川市の例により実施する。

(8) 防災消防関係事業

ア 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

イ 災害対策本部については、合併時まで新たな体制を構築する。自主防災組織については、現行の組織を存続する。

ウ 防災無線については、速やかに整備計画を策定し、新市において計画的に整備する。ただし、同報無線については、緊急放送が同時発信できるよう合併時まで整備

備する。

(9) 生活保護事業

生活保護事業については、国の制度に基づき引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、統一する。

(10) 高齢者福祉事業

ア 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。

イ 高齢者保健福祉計画については、合併時までに新市の計画を策定する。

(11) 児童福祉事業

ア 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。

イ 次世代育成支援行動計画については、合併時までに新市の計画を策定する。

(12) 保育事業

国県の制度に基づく事業をはじめ、現在実施している保育事業については、引き続き実施する。

(13) 障害者福祉事業

ア 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。

イ 障害者計画については、現行の計画を新市に引き継ぐ。

(14) 廃棄物関係事業

廃棄物の収集及び処理については、当分の間、現行のとおりとする。

(15) 環境・衛生関係事業

ア 環境条例については、掛川市の例により、新市において制定する。

イ 環境に関する各種計画については、現行の計画を踏まえ、新市において策定する。

ウ 環境・衛生事業については、合併時に統一する。

(16) 保健・医療関係事業

ア 保健計画については、現行の計画を踏まえ、新市において策定する。

イ 予防接種、各種健診及び休日・夜間の救急医療体制については、実施の内容、方法等について医師会等と調整し、合併時に再編する。

ウ 各種保健事業については、合併時に統一する。

(17) 商工・観光関係事業

ア 商工業、労働及び観光の各事業については、引き続き実施する。ただし、同一又は類似する事業は、従来からの経緯及び実情を十分踏まえ、統合又は再編する。

イ 融資制度については、合併時に統一する。

(18) 農林関係事業

ア 農業振興地域整備計画等各種計画については、現行の計画を踏まえ、新市において策定する。

イ 農林事業に伴う受益者負担金については、合併時に統一する。ただし、合併時における継続事業については、現行の負担割合で新市に引き継ぐ。

ウ 農林関係事業については、引き続き実施する。ただし、同一又は類似する事業については、新市全体の均衡が図られるよう統合又は再編する。

(19) 建設関係事業

ア 都市計画（地域地区、都市施設等）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

イ 都市計画マスタープランについては、現行の計画を踏まえ、新市において策定する。

ウ 道路認定基準については、合併時に統一する。ただし、既存の認定道路については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整を図る。

エ 建設関係事業に伴う地元負担金は、廃止する。

オ 継続中の建設事業については、新市に引き継ぐ。

(20) 上・下水道事業

ア 上水道事業及び下水道事業については、引き続き実施するとともに、現行の計画を尊重し、新市において策定する各事業計画に基づき、速やかに統一を図る。

イ 使用料の徴収方法については、掛川市の例により合併時に統一する。

(21) 学校教育関係事業

ア 市（町）立小中学校の通学区域については、現行のとおりとし、幼稚園の通園区域については、設けないこととする。

イ 教育相談事業については、合併時に統一する。

ウ 遠距離通学対策事業については、当分の間、現行のとおりとする。

エ 幼児教育に係る振興計画については、現行の計画を踏まえ、新市において速やかに策定する。

オ 学校給食事業については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、給食費については、合併時に統一する。

(22) 社会教育関係事業

ア 各種講座等の社会教育関係事業については、合併時に統合又は再編する。

イ 成人式については、新市において統一的に開催する。

ウ 図書館の運営方法については、合併時まで調整し、公民館図書室と相互利用ができるようにネットワーク化を図る。移動図書館については、統一して実施する。

エ 社会教育施設等の運営方法については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。

(23) 文化振興関係事業

ア 文化振興事業及び文化財保護事業については、合併時に統合又は再編する。

イ 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、指定基準については、合併時に統一する。

ウ 文化芸術施設の運営方法については、現行のとおりとする。

25 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

なお、新市建設計画につきましては、お手元に配付してございます。

こちらにつきましては、前回、第12回の協議結果に基づきまして、県と正式協議をいたしました。去る5月10日、県より異議のない旨の回答をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

新市建設計画の内容につきましては、朗読を省略させていただきます。

以上、議案第1号 合併協定項目について、ご提案させていただきました。

榛村純一会長 説明が終わりました。

議案第1号 合併協定項目につきまして、ご意見とかご質問ございましたら、どうぞご発言願います。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

15ページに一部事務組合の取扱いがありますが、その中に、小笠地区消防組合のことが、こ

ここでは合併の日の前日をもってそれぞれ脱退し、新市において合併の日に参加する方向で調整するということになっていますが、ちょっと説明していただきたいのは、小笠地区消防組合は、菊川町に本署があるわけで、管理者も菊川で町長さんがやっておられるというような方向性があるわけで、この小笠地区消防組合に掛川市が合併の日に参加する方向で調整することになって、これ読んでいくと、これでいいのかなというふうに思いますが、人口的に、菊川が小笠町と合併して人口的なもの、そして掛川市との人口差というのは、やっぱり3分の1ぐらいのところ、本署が向こうへ行っちゃうとか、そういうふうな懸念もあるわけで、そこら辺を、事務局ちょっと説明していただきたいと思います。

松井事務局長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

この調整方針につきましては、当時の協議会の中でいろいろとご説明申し上げたわけですが、この小笠地区消防組合、消防業務、これにつきましては、今、4町で小笠地区消防を一部事務組合で組織しております。

これにつきましては、もし来年4月1日に合併の日となった場合には、その前日の3月31日に大東町、大須賀町、この2町が一部事務組合から脱退いたします。そして、4月1日に新たに新掛川市として組合に参加します。向こうはすでに合併して新菊川市となっておりますので、新菊川市と新掛川市が2市で一部事務組合を形成すると、そういうことでございます。

そして、これはあくまでも、ここの協議会としての調整方針でございます。向こうの協議会とも、先週ですが、13日、これから実質的には1市4町の一部事務組合をつくるということになりますので、その辺の基本的なすり合わせをどうしようかということで協議を持ったところでございます。

そういったことで、ここでは新市単独でいくということではなくて、1市4町の一部事務組合で消防組合をつくっていくという調整方針でございますので、ご理解いただきたいと思いません。

ですから、具体的な調整の中身につきましては、これからということになります。

榛村純一会長 これについては、もう少し率直というか、わかりやすくご説明しますと、今、4町で構成している小笠消防組合は、事務局長から申し上げたように、来年1月には菊川市ができますから、一度、小笠、菊川が脱退して、また市になって加入すると。そうすると、向こう側は1市2町になって、それで3月31日になると大東、大須賀が脱退して、4月1日にと、そういう手続になるんですが、一応この調整方針ができたときは、県の指導等もあり、わざわざ一回両方解体して、全く新しいところをやるよりは、手続的に旧4町組合の規約を改正しなが

ら、使いながら移行すれば、それがスムーズであろうと、こういうことで、こういう調整方針になったわけです。

したがって、住民の安全・安心、防災の問題ですから、できるだけ早く、その調整方針に基づいた規約の改正なり、新しい新掛川市と新菊川市の組合の規約の骨子をつくらなきゃいけないわけですね。それについて、4町の協議会を開くことがなかなかできないとか、いろいろな理由で今日まで延びておりますので、形式的な議会の手続とか、いろいろそういうことでなくて、実質1市4町の首長が話し合いをしなければ一歩も前へ出ないということでありましたので、この間、私が小笠郡の町村会長としての黒田さんをお願いして、1市4町の首長会議を初めて消防について開きました。

その結果、いろいろ思い違いというか、思い込んでいたことがなかなか違ってありまして、そこで今後、新しい2市の消防のあり方は、本部はどこへ置くか、あるいは管理者はだれになるか、議員はどういう構成にするか、それから負担金はどうするか、そのほか、経過措置において、いろいろなシステムをどういようように移行するか、それから財産分与をどうするか、そういう主なことを決めなきゃいけないわけですね。

それに対して、今、管理者である菊川町の事務局、菊川町長は、それより何より、とにかく4町の組合に掛川は入ってくればいいんだと、そんなことを今詰める必要ないというような立場のことをおっしゃってたわけですが、それではなかなか困るので、具体的にどういう規約で臨むかということ、できるだけ早い時期に4町の側で、大倉さんと伊藤さんが入った4町の組合幹部として、どういうことを決めなければならないかということ、早く協議していただかないと、掛川は、その4町の組合の会議には今の段階では入れないわけですね。したがって、それが先だということをお願いしているところです。

その場合に、今、半井委員がおっしゃいましたように、できた町は11万5,000対4万7,000であると。それから、消防の対象になる施設の偏り方とか、いろいろなことがありまして、望ましい組合消防が、菊川市と掛川市で2つの市でつくるとしたら、どういう規約になるだろうかということ、来年4月までお預けにしておいてやっていくなんていうことはできないわけですから、今からできるだけ早くそういうことをやらなきゃいけない。

そうすると、やっぱり1市4町が合併すべきだったなという結論になっちゃうんですけど、それじゃあ、これはなかなかもとへ戻っちゃうので、どういう形の決着がいいかということになるわけでありまして。

以上は経過の説明ですが、あとは2町の首長さんがどういう判断をなさって、4町の組合が、

自分たちが2つ掛川市に来るとそちらが変わるわけですから、それで2市の力関係とか、人口だとか、その他いろいろなことが全部変わるわけですから、そういうことを想定して、現在の4町の協議を早く詰めていただかなきゃいけないと、こういうことだと思います。

これ、助役がいろいろ調整してますので、小松さん、ちょっと。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

本来であれば、これまでの協議の中で、私どもの掛川単独消防の消防長と組合側の消防長ということで、組合と掛川単独消防がありますので、それぞれ人を出し合う中で、事務局的に作業して、1市4町、将来の2市の消防のあるべき姿を議論しようと、こういうことで、しばらくの間、水面下での作業を行っていたんですが、最近、なかなかそれがこちらの思うとおりというか、まず協議の議論の場をなかなか開いていただけていないと、こういうことようになっていたようでございます。

その辺が、この協議がかなり遅れているということの事実なわけですが、いずれにいたしましても、早急にこの議論を始めまして、将来の2市における消防のあるべき姿、やはりこれではなければ、この新しい広域の区域の中の市民の安全と安心というものは保たれないのではないかと。その安全と安心を保つためには、このような姿、このような消防の配備、このような設備、このような人員というものがあるべきではないかと、こういうことで、議論を少しさせていただきたいと、こういう話になっているんですが、今、会長の方から申しあげましたように、まずは、それは4町の組合の方で、今般、この1市2町の議論としては、消防は広域の事務組合でやるという結論というか、一つの議論の方向が出たのがつい最近なものだから、それをまずは4町の組合の側で議論をすると、組合としてそれをどう受けとめるかということがまず先決であるということなので、まだ掛川市がそのことをなかなかお話の中の輪に加わることはないのではないかと、こういうような水面下でのお話の中で、なかなか調整が進んでいないというのが実態でございます。

先ほど、半井委員の方からお話がありましたように、将来の本部がどこに置かれるのかといったあたりが、あるいは管理者がどういうことになるのかということが一番鍵なわけですが、まだそこまでも話がいけていないというのが現状でありますので、まず4町の組合の中で一定の方向を出していただく。その中で、掛川も加えた1市4町の消防のあるべき姿というものを議論すべきではないかというような議論の中で、掛川市もその議論の輪に加わる中で、方向性を探っていくと。

そして、基本的には、この協議会の方では、今、組合消防という方向が出ているわけであり

ますが、あくまでも相手のある話でございますので、この議論の方向の中ではどういうことになるかというのは、まだなかなか方向が見えていないということもございます。

この協議会の方向は方向として、その水面下での作業の進みぐあいについては、またいろんな形の中で、各自治体の立場あるいはこの協議会の立場ということの中にご報告なりをする形で今後の調整を進めてまいりたいと、こういうふうに考えておりますけれども、一義的には、まずは組合と単独、この辺の壁というか、今の現状をまず乗り越えるところから進まざるを得ないのかなと、こういう状況でございます。

以上です。

半井 孝委員 大須賀の半井です。

やはり消防は、本当に市民、町民の財産、そして生命を、皆さんで安全をしていただくということで、非常に大事な問題であると、私はそういうふうに思うわけですが、そういう中で、ここの文面に、今ちょっと質問かけたのはそういうことでありまして、新市において合併の日に加する方向で調整するということになってますので、人口が4万7,000、こちらが11万5,000というような、人口が多いところの消防、そういう常設の消防が小さいところに加していくというのが、ちょっとわからないというような意味合いで、私はちょっと質問したわけです。

というのは、やはり本部が菊川町に小笠消防組合があるわけで、大東町と大須賀町はそれを脱退して、掛川市に合流して、一つの掛川市という大きい市をつくるわけでありまして、その市が、また今度小笠消防の方に加入していくというのが、いいもんだかどうだかな、そこら辺のことをこれから詰めていかれるとは思いますが、まだ本当に私も消防の方も、ちょっとそちらの方も関係しておりますが、やはり全然小笠消防組合の中では、そういう委員会とか協議会の中では話がまだ出ていません。そういうふうな菊川町、小笠町の方向性を見て、このまま掛川市はいいのかなと。

我々大須賀、大東にしてみれば、やはり小笠消防から脱退して、掛川市に合流していったときには、やはり救急車とか消防自動車は火事の際、また何か、けがをされたときに、すぐ救急車に来ていただけるのかなというようなことも懸念されるわけであります。

どうか速やかに、時間もないことですので、速やかに皆さんの方で、上の方で検討していただければありがたいなと、そんなように思います。

以上です。

榛村純一会長 これは、先ほどご指摘のやりとりの中で申し上げましたとおり、加入するという言葉が、吸収合併とか対等でないという印象を与える言葉なんですね。

なぜこういう文章になったかというのは、詳らかにしませんが、全く新しい組合を菊川市と掛川市で対等の立場でつくるといことがなかなか難しいので、難しいというのは、手続が、手数がかかるとか、時間がかかるとかということなので、一応4町である規約を改正することによって移行した方が早いという指導が県等であったというんですね。それを私、確認してませんが、そうだとすれば、加入という言葉だけど、実は全く両方同じ立場で合併するというか、新しい2都市の組合をつくるということにこちらは解釈してます。

ところが、そちら側の方はそうじゃない、吸収だというような姿勢でいるわけですね。これは、だから根本的に4町で協議していただかなきゃいけないと、こういうことです。

新しい掛川市と新しい菊川市がやったときに、じゃあ本部がそっちにあるから、分担金もその他もみんな対等で金額同じかということはありません、どうしても議員の数も分担金の額も掛川市の方が多くなるだろうと。とすれば、掛川市が大きい負担をし、大勢の議員があつて、人口も多いところが、小さい方に加入するという言葉はおかしいということになる、半井委員のおっしゃることはそのとおりだと思います。

したがって、手続論としてこういう言葉になったわけですから、新しい2都市による消防組合は、どういう規約になるかという主なことというのは、管理者とか本部の所在地とか、その他、議員の数とか分担金とか、主な数を早く協議しなきゃいけないんですね。

そこで、時間が間に合わないと思ったので、私は今の状態になっていて、1市4町の首長が消防問題に全然触れていないというのはおかしいと思いましたので、私は特に黒田さんに申し込んで、この間、第1回をやったんですが、全然手続的にいうと、4町がその話し合い、どういう取り扱いになるか、大東、大須賀が掛川と一緒になったときに、どういう2都市の組合をつくるか、そのとき今ある4町の規約をどう改正しなきゃならないか、掛川市としても、一緒にやるんなら、こういう規約にしていってほしいという案があると、そういうことについて協議していただかなきゃいけないということで、早く協議してくれという段階でとまっています。

これ議論しますと、また病院の問題と同じで、今、森町が戻っちゃったような話になるおそれがあるので、なかなか触れたくないという気持ちがあるのかもしれないんですけど。

ほかにございますか。

内藤委員さん、発言してください。

内藤澄夫委員 それじゃあ、この消防の問題、前から議論されてるということでもありますんで、もうすべからく、もっと言えば、早くからもっと手がけていかなくはないけなかったことだと思うんですね。今やっと首長さんが第1回目の1市4町の首長さんの会議を開いたというこ

とでありますんで、合併まで、もう1年ないんですから、既に遅いんじゃないでしょうかね。

でも、やっぱりこれは早急に決めていただかなくちゃいけないということだと思っんです。

僕、一つ懸念するのは、一部組合の職員さんと掛川市の職員さんの身分、そんなところが、例えば、4町の消防組合に掛川市さんが入っていった場合、要するに、うちも大東さんも掛川市になるんですけども、今の掛川市の消防署員の皆さんが、新しい菊川、小笠の今の消防へ入っていった場合、身分というものなんかはどんなふうになるのか、そんなこともちょっと僕は心配もしているところで、その点はどうなんでしょうかね。給与体系等にも、当然僕は影響してくると思っんですよ。市の一般職であり、一部事務組合の職員という給与差、そんなところをどんなふうにご考えておられるのか、ぜひわかったらお聞きしたいんですけど。

榛村純一会長 それは、私が発言する立場にないんですよ。4町の組合で議論していただかなきゃならない。

それから、私の方は、条件をつける立場になるんですよ。こういうことを協議していただきたいとか、こういうことを詰めていただきたいということで、今、私はそれをこのご両町には申し上げているわけなんです、早く決めてくださいということをごです。

給与も、掛川の方が少し高いわけですよ。だから、一緒になったときに安い方に合わせることはできないということになると思っますよね。だから、職員の方々は、大東、大須賀の職員の給与は、掛川と一緒にすると等級でやりますから、それはいいとしても、調整手当がある、ないでえらい違っちゃうんですよ。1人1万円平均上がるんですよ。だから、上がる分だけは人が減らなきゃ、納税者から見ると本当はおかしいんですよ。

そういう問題が、全部いろいろなことでご出てきますから、消防についても、早くやらなきゃいけないわけですよ。

はい、松本委員。

松本恵次委員 松本ですけれども、私、この問題は本当によくわからないんですけど、一つ、極めて単純な質問と言われるかもしれませんが、2市の広域消防でいくのと、合併したんだから、新市の、新しい掛川市消防で単独でいくという考え方と、そのメリット、デメリットみたいなものはどうなんでしょうか。

榛村純一会長 これは、やっぱり消防とか安全とか救急とか、その他いろいろな、これから装備が高度化したり、値段も高くなるということもあります。したがって、母集団というのは大きい方がいいという結論になると思っんです。一般的には、したがって、はしご車買う場合も、10万人で担ぐよりは16万人で担いだ方が割安になるということはあると思っんです。

ですから、いろいろな意味で合併した方がいいということの中で分かれてしまったので、じゃあ、せめて防災や消防とか、そういう関係は一つでやりたいねと。実際、一部事務組合の中で消防だけが特別なんですよ。つまり、掛川市が入ってない4町だけの消防組合があったわけです。火葬場のことや、その他いろいろな一部事務組合は、全部1市4町が入っちゃってるわけです。だから協議ができるわけです。ところが、消防だけは4町だけでやって、掛川市は別ですから、私が協議したいと言ってもできないわけですよね。だから、4町で結論を早く出していただかなきゃいけないということです。

そのときに、掛川が気持ちよく入れるように、かつ市民、住民にとって公平な判定で、本部がどこになったとか、分担金がどうなったとか、そういうことが公平に判断されてなきゃいかんと、そういう形をお願いしたいわけですね。

そうすると、加入という言葉は余り適切でなかったということに戻るんですが、さらにもっと言えば、そういう母集団を広くしたのはよかったのに、やっぱり菊川、小笠は独自の立場でいきたいという立場をとられたわけですから、今おっしゃったように、最悪の場合は2つの本部で2つの署ができるということに、最悪の場合はなるでしょう。

伊藤徳之副会長 それでは、小笠地区消防組合の構成員でありますので、少しお話をさせていただきます。

今、皆さんからご指摘いただいている心配事については、皆さんのご指摘のとおりだというふうに思います。

新市に合併したときに、今まで以上の消防という、住民の皆さんの生命や財産を守る一番基本の業務が円滑に行われていくということが、市民の皆さんの安心・安全につながってくると思いますので、それだけは何があってもしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

そもそも論なんですけど、市長さんが言われたように、向こうの協議会の悪口を言うわけではありませんが、向こうの協議会の合併協議の中で、この消防の問題というのが、この2月になって初めて向こうの皆さんは協議をされたということで、悪く考えれば、非常に意識的に後ろへ持ってきていると、協議の最終の末尾へ。なぜかといえば、これを早く出すと、ほれ見ろ、広域でやるなら、市長さんが言われるように、何で1市4町で合併しないんだという話が出てきかねないということで後ろへ送ったんじゃないかと思ってます。

よって、私ども、それまでもずっと消防のことについて協議をしたいということで向こうには呼びかけておりましたが、まだ合併の協議会での協議の項目に入っていない、協議が終わって

ないということで、ずるずると来たというようなこともあります。

それぞれの合併協議会においては、今、文言のことが議論されておりますが、前日に脱退をして、次の日に新市の誕生とともに、最終的には2市となるわけですが、2つの新しい市で組合というようなことになると。

規約を、県の指導で、消防も2つの新市が新たに設立をするということになると、許認可の関係で大変時間がかかると。それは、新市の誕生と時間の戦いともなってくるというようなことがあるので、現在、一つの方が組合でやってるもんで、その規約をお借りして変更していけば、組合が既にあるものを変更の届けで県の方が済まされるということになれば、時間的に非常に短縮できるというようなご指導いただいたようでありまして、じゃあそっちの組合の規約を使っていこうということ。その規約を使って、この文言で加入するよということになると、向こうがその基本項目の管理者であるとか、本署の位置であるとか、名称だとか、そういうものが向こう主導でいくおそれがあるということですので、私どもは、前日の第1回の会議におきましては、文言は確かにそうだけでも、そして、県の指導で現在の一組の規約は変更でやらせていただくということ、それはスピードとの関係で、期限との関係でいいんだけど、中身は新設と、対等ということやっていただかなければ、この問題については、うちの方として納得ができないことを言うておりますが、その点が今のところ、この前も衝突したところというところであります。

考えてみますと、常識論といたしましても、今度の私どもの新市は、掛川さんが含まれるわけですので、面積は266平方キロ、そして人口は11万5,000、向こうと比較すると大変な市街化の密集地を持ってるということですし、向こうは人口が4万7,000、面積が94平方キロ、こちらと比べると、市街化の密集というようなことから考えれば、当然こちらの方が密度が高いということになれば、付随して出てくる問題が、先ほど言われましたが、負担金の問題、組合の議員さんの数の問題とかとすれば、やがて3倍ぐらいの負担金や3倍ぐらいの人数になっていくことは当然であります。そうなれば、常識論として、うちの方がそういうような管理者や本署の位置を、こちらの方がいただくといったら何ですけども、掛川市の方に設置するのが、この地域全体の16万からすれば当然のことだろうというふうに考えておりますが、その辺が、向こうが規約を、うちのを使うんだからうちの方へ入れてやるよみたいなニュアンスで現在のところ話がなかなか進まないということですが、早速今、私直接あるいは担当からも早く運営委員会並びに消防議会を開いてほしいという要請を入れておりますので、日程調整も間もなくしてくれるというように思っております。

先ほど、一番最初言いましたように、一番政治や行政の要と申しますか、大切なことは、住民の皆さんの安心・安全ですので、それらが4月1日に遂行されるという方法で最終的な決断をするしかないんじゃないかなというふうに今思っておりますので、いずれにしろ、たまたま掛川さんの方にも消防あるわけですので、私ども、組合であっても、また単独であっても、住民の皆さんの安全が守れるという方向で最終決断はするようになるのかなというふうにも今思っておりますので、また皆様方のご支援やご指導いただきたいというふうに思っております。

榛村純一会長 大体おわかりいただいたと思いますが、できるだけ早く結論というか、方向性を出したいと思っておりますので、今後とも、それぞれ議員さん同士はおつき合いもあるわけですし、いろいろな関係でお話し合いをする機会があると思っておりますので、いろいろな立場で詰め合うように、情報交換をお願いしたいと思います。

私の方でも努力していきたいと思っておりますし、手続的に間に合わないから、そういう言葉にしたというわけですが、本当に間に合わないのかという話とか、もし最悪の場合に、両方、さっき松本委員が質問されたようなことになることもあり得るとすれば、そういうことも選択肢の一つに考えなきゃいけない場合もあり得るということでもありますので、少し当局にお任せいただきたいと思っております。

じゃあ、よろしゅうございますか。

山本義雄委員 掛川市の山本ですが、この問題については、きょうも午前中に掛川市の議会があったわけですが、今話されたような消防問題で、こういう問題があるよということで、各議員とも困惑したわけでございます。合併して、速やかに安心・安全というような形に持っていただいて、現在の4町の組合と掛川市の消防、この辺の事務的なこととか、首長さんあるいは担当者の協議を速やかにやっていただいて、また議会や市民の方へも、状況を踏まえた中で、一部事務組合でやっていくとしたら、やっぱり2市で新設の理想の形でこういうふうやっていけるような協議を速やかに進めていただきたいと、議会の方は首長や消防署長の方をお願いがあったところですので、掛川の議会としても、本当に大切なことであるので、強く要請するところでございます。

よろしく願います。

榛村純一会長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 消防問題に終始してしまいましたが、他にないとすれば、このことについて、ご説明のとおり報告を了承していただいてよろしゅうございますか。

よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

引き続きまして、先ほど申し上げましたとおり、合併協定項目のご承認をいただきましたので、合併協定調印式の次第についてご説明申し上げます。

栗田事務局次長 それでは、資料の25ページになりますが、合併協定調印式の開催についてご説明申し上げます。

調印式でございますが、6月16日午前10時から11時までの1時間を予定しております。

場所につきましては、本日と同じこの会場でございます。

開式の後、2番目に合併経過のご報告をいたします。

3番目に合併協定書の首長調印と、それから立会人の署名を行います。協定書の内容につきましては、ただいま議決をいただきましたので、その内容のとおりでございます。

4番目に主催者あいさつ、5番目に来賓祝辞を県知事と県議会議員にお願いする予定になっております。

そして、6番目でございますけれども、新市名称名付け親大賞の表彰を予定しております。

なお、案内通知につきましてはでございますけれども、後日改めまして送らせていただきます。

以上が合併協定調印式の開催についてでございます。

よろしく願いいたします。

榛村純一会長 調印式について、次第をご説明申し上げましたが、何かご意見ございますか。

特にございませんですね。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、こういう次第で行いますので、当日は全委員さんのお立ち会いのもとにやりたいと思いますので、ご出席のご予定をお願い申し上げます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりましてご熱心にご協議をいただき、ありがとうございました。

これで、第13回の掛川市・大東町・大須賀町合併協議会を閉会とさせていただきます。ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時30分